

諮問日：令和7年11月20日（令和7年度（情）諮問第77号）

答申日：令和8年4月30日（令和8年度（情）答申第5号）

件名：東京地方裁判所における刑事訴訟法435条7号及び437条に規定する
再審事由を示した判例等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和7年10月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出の趣旨に合致する文書として、①名古屋高裁昭和35年（お）第4号、昭和36年4月11日付け決定、②札幌高裁平成28年（く）第24号、平成28年10月26日付け決定が既に開示されており、これを東京地方裁判所においても保有していると認められる。判例、裁判例等は裁判所ウェブサイト等に掲載され、最高裁判所が保有、管理をしているが、下級裁判所の職員が組織的に判例、裁判例等の記録の閲覧及び謄写の業務を行うに当たり裁判所ウェブサイトに掲載されている判例、裁判例等の記録を確認して行うことから、対象文書を作成又は取得していないものとして不開示とした原判断に誤りがある。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 東京地方裁判所は、本件開示申出文書を「再審請求事件に関する裁判書のうち、再審開始決定に係るもので、かつ、刑事訴訟法435条7号及び同法437条の記載があるもの」と整理し、東京地方裁判所及び管内の簡易裁判所において探索したが、当該文書は存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、本件開示申出の趣旨に合致する文書として、①名古屋高裁昭和35年（お）第4号、昭和36年4月11日付け決定、②札幌高裁平成28年（く）第24号、平成28年10月26日付け決定が既に開示されており、これを東京地方裁判所においても保有していることが明らかであるほか、判例、裁判例等は裁判所ウェブサイト等に掲載され、最高裁判所が保有、管理をしているが、下級裁判所の職員が組織的に判例、裁判例等の記録の閲覧および謄写の業務を行うに当たり裁判所ウェブサイトに掲載される判例、裁判例等の記録を確認することから、対象文書を作成又は取得していないものとして不開示とした原判断に誤りがある旨主張する。

しかしながら、苦情申出人が、東京地方裁判所が保有しているとして挙げた上記①及び②の決定は、いずれも東京地方裁判所において保有している文書ではない。また、司法行政文書開示手続は、申出のあった庁において保有する司法行政文書の開示を行うものであるところ、裁判所ウェブサイトに掲載される判例、裁判例等を参照することをもって、当該判例、裁判例等を保有しているということにもならない。

したがって、本件開示申出文書を作成又は取得していないとした原判断に不合理な点はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年11月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年3月23日 審議

④ 同年4月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、東京地方裁判所は本件開示申出文書を「再審請求事件に関する裁判書のうち、再審開始決定に係るもので、かつ、刑事訴訟法435条7号及び同法437条の記載があるもの」と整理し、東京地方裁判所及び管内の簡易裁判所において探索したが存在しなかったことを説明する。本件開示申出書及び補正書の内容からすれば、この整理及び探索範囲は妥当である。

苦情申出人は、名古屋高等裁判所の決定及び札幌高等裁判所の決定を例に挙げるが、これらの決定は東京地方裁判所の決定ではないから、東京地方裁判所においてこれらの決定を保有していないとする説明が不合理であるとは認められない。また、東京地方裁判所において他の裁判所のウェブサイトに掲載される判例、裁判例等を参照することができるとしても、そのことをもって当該判例、裁判例等を東京地方裁判所が保有していることにはならないという説明も不合理ではない。

そのほかに、東京地方裁判所が本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

刑事訴訟法437条（確定判決に代わる証明）に関し、本条の但し書に当たらない場合を明示した判例等（例えば、犯人の死亡、公訴時効の完成を理由に不起訴処分となったとき、犯人が起訴猶予処分に付された場合は、本条の但し書に当たらない場合と明示した判例等）。

刑事訴訟法435条7号（関与裁判官等の職務犯罪）本文の関与裁判官等による職務犯罪行為について、関与裁判官等が死亡、公訴時効の完成を理由に不起訴処分を受けたとき、関与裁判官等が起訴猶予処分に付されたときは、同法437条但し書所定の証拠がないという理由によって確定判決を得ることができないときに当たらず、同法435条7号及び同法437条の各本文に該当する再審事由が認められる旨を明示した判例等。早い話、関与裁判官等による職務犯罪行為を刑事訴訟法435条7号、同法437条により証明した再審請求事件に関する判例等であります。